



2025 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名	J F E ホールディングス株式会社
代表者	代表取締役社長 北野 嘉久
(コード番号	5411)
問合せ先責任者	IR 部広報室長 高見 朋子
(TEL	03-3597-3842)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月25日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の目的

- (1) 経営の意思決定の迅速化、取締役会における経営方針や戦略に関する議論の充実、およびさらなる取締役会の監督機能の強化等を目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- (2) 議事録作成実務効率化の観点から、株主総会、取締役会および監査等委員会の議事録を電磁的記録によって作成することを可能とするため所要の変更を行うものです。
- (3) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理等所要の変更を行うものです。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025年6月25日
定款変更の効力発生日（予定）	2025年6月25日

以 上

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 （条文省略） （機関） 第4条 当社は、次の機関を置く。 - 取締役会 <u>監査役</u> <u>監査役会</u> - 会計監査人 第5条 （条文省略） 第2章 株式 第6条～第9条 （条文省略） （株主名簿管理人） 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 - 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>で</u>定める。 （条文省略） （株式の取扱） 第11条 当社の株式に関する取扱および手数料等は、法令または定款のほか、取締役会<u>で</u>定める規則による。 第3章 株主総会 第12条～第17条 （条文省略） （議 事 録） 第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載する。 第4章 取締役および取締役会 （員 数） 第19条 当社は取締役<u>12</u>名以内を置く。 （新設）	第1章 総則 第1条～第3条 （現行どおり） （機関） 第4条 当社は、次の機関を置く。 - 取締役会 <u>監査等委員会</u> （削除） - 会計監査人 第5条 （現行どおり） 第2章 株式 第6条～第9条 （現行どおり） （株主名簿管理人） 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 - 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定める。 （現行どおり） （株式の取扱） 第11条 当社の株式に関する取扱および手数料等は、法令または定款のほか、取締役会<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定める規則による。 第3章 株主総会 第12条～第17条 （現行どおり） （議 事 録） 第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載<u>または記録する</u>。 第4章 取締役および取締役会 （員 数） 第19条 当社は取締役<u>18</u>名以内を置く。 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>

現行定款	変更案
(選 任) 第 2 0 条 取締役は株主総会において選任する。 ② (条文省略) (任 期) 第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設) 第 2 2 条 (条文省略) (報酬等) 第 2 3 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (招集通知) 第 2 4 条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集手続を経	(選 任) 第 2 0 条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) (任 期) 第 2 1 条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 2 2 条 (現行どおり) (報酬等) 第 2 3 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (招集通知) 第 2 4 条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意あるときは、招集手続を経ないで取締役会

現行定款	変更案
ないで取締役会を開催することができる。 (招集者および議長) 第25条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に事故または欠員があるときは取締役社長、<u>取締役会においてあらかじめ定めたその他の取締役が、その順序にしたがいこれに当る。</u> (新設) 第26条 (条文省略) (決議の省略) 第27条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> (議 事 録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印を行なう。 第29条～第30条 (条文省略) (新設)	を開催することができる。 (招集者および議長) 第25条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に事故または欠員があるときは取締役社長が、<u>取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めたその他の取締役が、その順序にしたがいこれに当る。</u> ② <u>前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> 第26条 (現行どおり) (決議の省略) 第27条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。 (議 事 録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印<u>または電子署名を行なう。</u> 第29条～第30条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第31条 当社は監査役6名以内を置く。 (選 任) 第32条 監査役は株主総会において選任する。 ② 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。 (任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (常勤の監査役) 第34条 監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。 (報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (招集通知) 第36条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意あるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。 (招集者および議長) 第37条 監査役会は、監査役会においてあらかじめ定めた監査役がこれを招集し、その議長となる。ただし、必要ある場合は、その他の監査役がこれを招集しその議長となることを妨げない。 (決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役の過半数をもってこれを	第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除) (削除) (常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会の決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 (削除) (招集通知) 第33条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前にこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意あるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 (招集者および議長) 第34条 監査等委員会は、監査等委員会においてあらかじめ定めた監査等委員がこれを招集し、その議長となる。ただし、必要ある場合は、その他の監査等委員がこれを招集しその議長となることを妨げない。 (決議の方法) 第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除くほか、議決に加わることができる監査等

現行定款	変更案
行なう。 (議 事 録) 第<u>3 9</u>条 <u>監査役会</u>の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した<u>監査役</u>が記名押印を行なう。 (監査役会規則) 第<u>4 0</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項については、<u>監査役会</u>で定める規則による。 (監査役の責任免除) 第<u>4 1</u>条 当会社は、会社法第4 2 6条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第4 2 3条第1項の<u>監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> ② 当会社は、会社法第4 2 7条第1項の規定により、監査役との間に、同法第4 2 3条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第6章 計算 第<u>4 2</u>条～第<u>4 5</u>条 (条文省略) (新設)	<u>委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもってこれを行なう。</u> (議 事 録) 第<u>3 6</u>条 <u>監査等委員会</u>の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>が記名押印または電子署名を行なう。 (監査等委員会規則) 第<u>3 7</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、<u>監査等委員会</u>で定める規則による。 (削除) 第6章 計算 第<u>3 8</u>条～第<u>4 1</u>条 (現行どおり) (附 則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第4 2 6条第1項の規定により、第23回定時株主総会の終結前の会社法第4 2 3条第1項の<u>監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>